

○御所市既存木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱

平成21年6月1日

告示第56号

(趣旨)

第1条 この告示は、住宅の耐震化を促進し、もって災害に強い、安全・安心なまちづくりを推進するため、住宅の耐震改修を行う所有者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 一戸建ての木造住宅、長屋及び共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のもの）を含む。）をいう。
- (2) 耐震診断 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）別添第1建築物の耐震診断の指針に基づく診断法又は国土交通大臣が同診断法の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた診断法による評価方法をいう。
- (3) 耐震改修工事 耐震診断の結果により、倒壊の危険があると判断された既存木造住宅の地震に対する安全性の向上を目的として実施する改修工事をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付申請対象となる者は、耐震改修工事を行う補助対象住宅の所有者（当該所有者の同意を得た借家人、親族等を含む。）で、市税等を滞納していないものとする。

(補助対象工事)

第4条 補助金の交付対象となる耐震改修工事は、次のとおりとする。

区分	補助金の交付対象となる改修工事
住宅（昭和56年5月31日以前に着工したものに限る。）	改修工事前の構造評点が1.0未満のものを改修工事後その構造評点が1.0以上の数値となる改修工事又は、改修工事前の構造評点が0.7未満であるとされるものを

改修工事後その構造評点が0.7以上の数値となる改修工事

(補助対象費用及び補助金の額)

第5条 補助対象費用は、補助対象住宅の耐震改修工事に要した費用（一般管理費、現場管理費及び共通仮設費を含む。）とする。

2 補助金の額は、115万円又は補助対象費用の額の5分の4のいずれか低い額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、御所市既存木造住宅耐震改修工事補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、工事契約の締結前に市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震改修工事見積書及び内訳書
- (2) 納税証明書等（申請者に市税等の滞納がないことを証明するもの）
- (3) 補助対象住宅の付近見取図及び写真（外観が分かるものを2枚以上）
- (4) 現状配置図及び平面図
- (5) 補助対象住宅が昭和56年5月31日以前に着工したことを証する書面（建築確認通知書（写）等）
- (6) 補助対象住宅の所有者等が確認できる書類
- (7) 耐震診断の結果の写し
- (8) 耐震補強設計図書
- (9) 耐震改修工事工程表
- (10) 設計内容確認書（様式第2号）
- (11) 工事監理者選任報告書（様式第3号）
- (12) その他市長が必要と認める書類

2 第3条の規定により、補助対象住宅の所有者の同意を得た借家人、親族等が補助金の交付を受けようとするときは、前項各号に掲げる書類のほか、当該所有者の同意書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定により申請書を受理したときは、申請の内容を審査し、適当と認めた場合は、補助金の交付を決定し、御所市既存木造住宅耐震改修工事補

助金交付決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、御所市既存木造住宅耐震改修工事補助金却下通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

（工事の着手）

- 第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助金交付申請者」という。）は、工事を着手した際、直ちに御所市既存木造住宅耐震改修工事着手届（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（工事の変更等）

- 第9条 補助金交付申請者は、第6条に規定する補助金交付申請の内容を変更しようとするときは、速やかに市長と変更協議しなければならない。

- 2 前項の変更協議において、補助金の額に変更が生じる場合は、御所市既存木造住宅耐震改修工事変更申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、前項の変更申請を受理したときは、変更申請の内容を審査し、相当と認められた場合は、御所市既存木造住宅耐震改修工事補助金交付決定変更通知書（様式第9号）により、申請者に通知するものとする。

- 4 第1項の変更協議において、工事内容のみに変更が生じる場合は、御所市既存木造住宅耐震改修工事変更届（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

- 5 補助金交付申請者は、耐震改修工事を中止しようとするときは、御所市既存木造住宅耐震改修工事中止届（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

（中間工程の報告）

- 第10条 補助金交付申請者は、耐震改修工事を施行している間に、御所市既存木造住宅耐震改修工事中間工程報告書（様式第12号）に、建築士による中間工程確認書（様式第13号）及び工事写真を添付し、市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、必要に応じて現場で検査を行うことができる。

- 2 御所市既存木造住宅耐震改修工事中間工程報告書の提出時期は、市長と補助金交付申請者で協議して決めるものとする。

（完了報告）

- 第11条 補助金交付申請者は、耐震改修工事完了後、御所市既存木造住宅耐震改修工事完了報告書（様式第14号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなけれ

ばならない。この場合において、市長は、必要に応じて現場で検査を行うことができる。

- (1) 完了検査確認書（様式第15号）
- (2) 耐震改修工事の完了時の写真
- (3) 耐震改修工事契約書の写し
- (4) 耐震改修工事精算書（最終の工事代金内訳書）
- (5) 耐震改修工事に要した費用に係る領収書
- (6) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、御所市既存木造住宅耐震改修工事完了報告書を受理したときは、報告書の内容を精査するものとする。

2 市長は、耐震改修工事が適正に行われたと認めるときは、補助金の額を確定し、御所市既存木造住宅耐震改修工事補助金交付額確定通知書（様式第16号）を補助金交付申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第13条 補助金交付申請者は、御所市既存木造住宅耐震改修工事補助金交付額確定通知書を受理したときは、御所市既存木造住宅耐震改修工事補助金請求書（様式第17号）を市長に提出し、補助金の支払いを請求するものとする。

（交付決定の取消し等）

第14条 市長は、補助金交付申請者に、補助金を交付することが適当でないと認めるとき又は耐震改修工事が中止されたときは、補助金交付決定を取り消すことができる。

（租税特別措置法又は地方税法による証明書の発行）

第15条 市長は、耐震改修工事を行った者から当該工事（改修工事前の構造評点が1.0未満のものを改修工事後、その構造評点が1.0以上の数値となる改修工事に限る。）について、租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第19条の11の2第4項の規定による住宅耐震改修証明申請書（様式第18号）又は地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）附則第7条第6項の規定による証明申請書（様式第19号）の提出があった場合には、それぞれの証明に係る要件を満たしていることを確認した上で、証明書を発行することができる。

2 前項において、当該補助金の交付を受けていない者は、租税特別措置法施行規則第19条の11の2第4項の規定による住宅耐震改修証明申請書、又は地方税法施行規則附則第7条第6項の規定による証明申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 申請住宅の付近見取図及び現況写真
- (2) 現況配置図及び平面図
- (3) 申請住宅が昭和56年5月31日以前に着工したことを証する書面
- (4) 耐震診断の結果の写し
- (5) 耐震補強設計図書
- (6) 設計内容確認書
- (7) 中間工程確認書
- (8) 完了検査確認書
- (9) 工事等関連写真、耐震改修工事の契約書の写し並びに耐震改修工事に要した費用に係る内訳書及び領収書
- (10) その他市長が必要と認める書類
(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成23年告示第63号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成24年告示第57号）

この告示は、平成24年6月1日から施行する。

附 則（令和3年告示第36号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年告示第29号）

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の様式用の紙で残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和8年告示第24号）

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

御所市長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

御所市既存木造住宅耐震改修工事補助金交付申請書

御所市既存木造住宅耐震改修工事補助金の交付を受けたいので、御所市既存木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

建築物の概要	建築物の所在地						
	所有者氏名						
	建築物の用途・規模・構造等	用途			階数	地上階	地下階
		建築面積	m ²		延床面積	m ²	
	構造						
確認等の履歴	確認済証	有・無	確認番号		年月日	年月日	
	検査済証	有・無	検査番号		年月日	年月日	
耐震診断結果	階	X:	Y:	階	X:	Y:	
	階	X:	Y:	階	X:	Y:	
現況評点				改修後評点(予定)			
改修工事予定金額							
工事着手予定日	年 月 日	工事完了予定日		年 月 日			

※ 耐震改修工事見積書及び内訳書、納税証明書等、補助対象住宅の付近見取図及び写真、現状配置図及び平面図、補助対象住宅が昭和56年5月31日以前に着工したことを証する書面、補助対象住宅の所有者等が確認できる書類、耐震診断の結果の写し、耐震補強設計図書、耐震改修工事工程表、設計内容確認書、工事監理者選任報告書、その他市長が必要と認める書類

(注) 御所市暴力団排除条例第6条の規定により、必要に応じ、奈良県高田警察署に照会することがある。

様式第2号(第6条関係)

年 月 日

御所市長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

設計内容確認書

申請建築物に対する耐震改修設計内容について、現状の構造評点1.0未満が、改修工事の実施により1.0以上となる内容又は構造評点0.7未満が、改修工事の実施により0.7以上となる内容であることを下記のとおり確認しました。

設計者

建築士 氏名
住所
一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別
登録番号

建築士事務所 名称
所在地
一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別
登録年月日及び登録番号

建築物の所在地

記

		X方向	Y方向	総合評点
改修前の構造評点	1F			
	2F			
改修後の構造評点	1F			
	2F			

様式第3号(第6条関係)

年 月 日

御所市長 様

申請者 住所
氏名
電話番号
申請建築物の所在地

工事監理者選任報告書

申請住宅に対する耐震改修工事について、下記の者を工事監理者として選任しましたので報告します。

記

建 築 士 氏名
住所
一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別
登録番号

建築士事務所 名称
所在地
一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別
登録年月日及び登録番号

様式第4号(第6条関係)

年 月 日

御所市長 様

建物所有者 住所
氏名
電話番号
申請建築物の所在地

同 意 書

私は、下記の申請者が申請建築物について耐震改修工事を施工し、御所市既存木造住宅耐震改修工事補助金を交付申請することに同意します。

記

申請者 住所
氏名
電話番号

様式第5号(第7条関係)

第 号
年 月 日

住所
氏名 様

御所市長 印

御所市既存木造住宅耐震改修工事補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった御所市既存木造住宅耐震改修工事補助金の
交付について決定したので通知します。

建築物の所在地	
補助金交付額	円

様式第6号(第7条関係)

第 号
年 月 日

住所
氏名 様

御所市長 印

御所市既存木造住宅耐震改修工事補助金却下通知書

年 月 日付で申請のあった御所市既存木造住宅耐震改修工事補助金の
交付については、却下と決定したので通知します。

建築物の所在地	
却下理由	

様式第7号(第8条関係)

年 月 日

御所市長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

御所市既存木造住宅耐震改修工事着手届

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた御所市既存木造住宅耐震改修工事を着手しましたので、御所市既存木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱第8条の規定により届け出ます。

建築物の所在地	
着 手 日	年 月 日
完 了 予 定 日	年 月 日
耐 震 改 修 工 事 施 工 者	会社等名称又は氏名
	住所
	電話番号

様式第8号(第9条関係)

年 月 日

御所市長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

御所市既存木造住宅耐震改修工事変更申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた工事について補助金の交付決定額の変更を伴う申請内容を変更しますので、御所市既存木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱第9条第2項の規定により、関係書類を添えて変更申請します。

建築物の所在地	
変更の理由	
変更の内容	

※変更の内容により必要な書類を添付してください。

様式第9号(第9条関係)

第 号
年 月 日

住所
氏名 様

御所市長 印

御所市既存木造住宅耐震改修工事補助金交付決定変更通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した御所市既存木造住宅耐震改修工事補助金を下記のとおり変更したので通知します。

建築物の所在地	
変更前の補助金の交付額	円
変更後の補助金の交付額	円

様式第10号(第9条関係)

年 月 日

御所市長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

御所市既存木造住宅耐震改修工事変更届

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた工事について申請内容を変更しますので、御所市既存木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱第9条第4項の規定により届け出ます。

建築物の所在地	
変更の理由	
変更の内容	

※変更の内容により必要な書類を添付してください。

様式第11号(第9条関係)

年 月 日

御所市長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

御所市既存木造住宅耐震改修工事中止届

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた御所市既存木造住宅耐震改修工事について工事を中止しますので、御所市既存木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱第9条第5項の規定により届け出ます。

建築物の所在地	
中止の理由	

様式第12号(第10条関係)

年 月 日

御所市長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

御所市既存木造住宅耐震改修工事中間工程報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた御所市既存木造住宅耐震改修工事について、中間工程を報告します。

建築物の所在地	
---------	--

添付書類 中間工程確認書及び工事写真を添付してください。

様式第13号(第10条関係)

年 月 日

中間工程確認書

申請建築物に対する耐震改修工事の実施状況について、工事完了時では隠ぺいとなる部分は、耐震改修設計内容のとおりであることを確認しましたので、別添資料を添えて報告します。

記

建築士 氏名
住所
一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別
登録番号

建築士事務所 名称
所在地
一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別
登録年月日及び登録番号

建築物の所在地

※ 工事位置、箇所数、工法(筋交い、金物補強、腐朽部材の交換等)など、設計図書のとおり補強工事が行われていることを証する書類(写真等)を添付してください。

様式第14号(第11条関係)

年 月 日

御所市長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

御所市既存木造住宅耐震改修工事完了報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた御所市既存木造住宅耐震改修工事について工事が完了しましたので、御所市既存木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱第11条の規定により関係書類を添えて報告いたします。

建築物の所在地	
工事完了年月日	年 月 日
耐震改修工事金額	円

添付書類 完了検査確認書、耐震改修工事の完了時の写真、耐震改修工事の契約書の写し、耐震改修工事精算書(最終の工事代金内訳書)、耐震改修工事に要した費用に係る領収書及びその他市長が必要と認める書類

様式第15号(第11条関係)

年 月 日

完了検査確認書

申請建築物に対する耐震改修工事の完了が耐震改修設計内容のとおりであることを確認しました。

建築士 氏名
住所
一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別
登録番号

建築士事務所 名称
所在地
一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別
登録年月日及び登録番号

建築物の所在地

記

		X方向	Y方向	総合評点
改修前の構造評点	1F			
	2F			
改修後の構造評点	1F			
	2F			

様式第16号(第12条関係)

第 号
年 月 日

住所
氏名 様

御所市長 印

御所市既存木造住宅耐震改修工事補助金交付額確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した御所市既存木造住宅耐震改修工事補助金の交付額を次のとおり確定したので通知します。

建築物の所在地	
補助金確定額	円

様式第17号(第13条関係)

第 号
年 月 日

御所市長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

御所市既存木造住宅耐震改修工事補助金請求書

御所市既存木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱第13条の規定により御所市既存住宅耐震改修工事補助金の交付を請求します。

建築物の所在地	
補助金交付請求額	円

金融機関名		店名	
預金種別	普通・当座・()	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

様式第18号(第15条関係)

年 月 日

御所市長 様

申請者 住所
氏名
電話番号
家屋の所在地
上記家屋に係る耐震改修が完了した日
年 月 日

租税特別措置法施行規則第19条の11の2第4項の規定による
住宅耐震改修証明申請書

上記家屋が1及び2の要件を満たすこと並びに当該家屋に係る耐震改修の費用の額が3の額であったことについて証明願います。

1	租税特別措置法施行規則第19条の11の2第1項、第2項又は第3項で定める要件を満たす住宅の耐震改修の事業に関する事項の定めがある右の計画の区域内にある家屋であること	ア 地域住宅計画(地域における多様な需用に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第6条第1項) イ 奈良県耐震改修促進計画(建築物の耐震改修の促進に関する法律第5条第1項) ウ 御所市耐震改修促進計画(租税特別措置法施行令第26条の28の4第1項第2号)
2	租税特別措置法第41条の19の2第1項の住宅耐震改修をした家屋であること	
3	租税特別措置法第41条の19の2第1項の耐震改修の費用の額	円

住宅耐震改修証明書

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

御所市長 印

年 月 日

御所市長 様

申請者 住所
氏名
電話番号
家屋の所在地
上記家屋に係る耐震改修が完了した日
年 月 日

地方税法施行規則附則第7条第6項の規定による証明申請書

上記家屋が1及び2の要件を満たすことについて証明願います。

1	地方税法施行令附則第12条第25項に規定する耐震改修が行われた家屋であること。
2	当該家屋に係る耐震改修の費用の額が30万円以上であること。

地方税法施行規則附則第7条第6項の規定による証明書

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

証明を行った 地方公共団体の長	御所市長			印
証明を行った建築士、 指定確認検査機関又は 登録住宅性能評価機関	氏名又は名称 住所		登録番号	印
	一級建築士、二級建築士 又は木造建築士の別		登録を受けた都道府県 名(二級建築士又は木造 建築士の場合)	
	指定確認検査機関又は 登録住宅性能評価機関 の場合	指定・登録年月日及び指定・ 登録番号 指定をした者(指定確認検査 機関の場合)		
建築士が証明を行った 場合の当該建築士の属 する建築士事務所	名称 所在地			
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別			
	登録年月日及び登録番号			
指定確認検査機関が証 明を行った場合の調査 を行った建築士又は建 築基準適合判定資格者	氏名 住所		登録番号	
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士 又は木造建築士の別	登録を受けた都道府県 名(二級建築士又は木造 建築士の場合)	
	建築基準適合判定資格者の場合		登録を受けた地方整備 局等名	
登録住宅性能評価機関 が証明を行った場合の 調査を行った建築士又 は建築基準適合判定資 格者検定合格者	氏名 住所		登録番号	
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士 又は木造建築士の別	登録を受けた都道府県 名(二級建築士又は木造 建築士の場合)	
	建築基準適合判定資格者検定合格 者の場合	合格通知日又は合格証書日付 合格通知番号又は合格証書番号		

様式第1号 (第6条関係)

様式第2号 (第6条関係)

様式第3号 (第6条関係)

様式第4号 (第6条関係)

様式第5号 (第7条関係)

様式第6号 (第7条関係)

様式第7号 (第8条関係)

様式第8号 (第9条関係)

様式第9号 (第9条関係)

様式第10号 (第9条関係)

様式第11号 (第9条関係)

様式第12号 (第10条関係)

様式第13号 (第10条関係)

様式第14号 (第11条関係)

様式第15号 (第11条関係)

様式第16号 (第12条関係)

様式第17号 (第13条関係)

様式第18号 (第15条関係)

様式第19号 (第15条関係)